

社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

支 部 規 約

(名称)

第1条 本支部は、社団法人全国個人タクシー協会関東支部（以下「本支部」という。）という。

(事務所)

第2条 本支部は、社団法人全国個人タクシー協会（以下「協会本部」という。）の支部事務所として東京都中野区に置く。

(地域)

第3条 本支部の地域は関東運輸局管内とする。

(目的)

第4条 本支部は、地域会員相互の団結と協力により、個人タクシー事業の健全な発展を図り、もって安全輸送の確保とサービスの向上により公衆の利便を増進させ、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 個人タクシー事業者の研修、個人タクシー事業の許可及び譲渡譲受認可事業者に対する指導講習並びに許可及び認可申請者に対する指導講習の企画、実施
- (2) 協会本部の会員の行う事業者の研修会並びに新規許可事業者の講習会に対する指導協力
- (3) 協会本部の会員の行う交通安全運動、サービス向上推進運動等に対する指導協力
- (4) 優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の運営
- (5) 行政方針、通達等の周知徹底を図るために行う事業の企画、実施
- (6) 協会本部の行う共済事業、調査研究、資料収集等に対する協力
- (7) 協会本部の会員が行う街頭営業の正常化対策に対する指導協力及び関係団体への協力
- (8) 協会本部の会員など個人タクシー組織団体の行う各種行事、講習会等への指導協力
- (9) 個人タクシー事業の未許可地域の許可促進に関する事業
- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査及び資料収集
- (11) その他本支部の目的を達成するために必要な事業

(支部の構成)

第6条 本支部は、関東運輸局管内にある協会本部の会員（以下「協会会員」という。）をもって構成する。

(支部費の納入等)

第7条 本支部所属の協会会員は、本支部が規定する支部費を納めなければならない。

- 2 既納の支部費は、返還しない。
- 3 本支部の運営上、特に必要があるときは、代議員会の議決を得て臨時支部費を徴収することができる。

(協会会員の管理)

第8条 本支部所属の協会会員については、協会本部の定款第6条から第11条並びに協会本部の会員基準により管理する。

(役員)

第9条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 7名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 24名以内（支部長、副支部長、専務理事を含む）
- (5) 監事 3名以内

(役員を選任及び報告)

第10条 理事及び監事は、代議員会において、協会会員から推薦された協会会員の役員である個人タクシー事業者から選任する。ただし、代議員会で必要と認めるときは、個人タクシー事業者以外から理事1名及び監事1名を選任することができる。

- 2 理事及び監事が任期途中で退任又は辞任したときは、前項の規定に基づき代議員会において補欠の役員を選任する。
- 3 副支部長並びに理事数の基準は規約で定める。
- 4 支部長、副支部長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 5 前各号で選任された役員については、協会本部に遅滞なく報告する。

(協会本部役員等)

第11条 支部長は、代議員会の議決を得て協会本部の定款、役員選出規程、支部代表者会議規則及び専門委員会設置規則に基づき、次の役員等の推薦を行うものとする。

- (1) 協会本部の理事及び監事
- (2) 支部代表者会議の委員
- (3) 協会本部の専門委員

- 2 協会本部の理事及び監事は、本支部役員の中から推薦する。
- 3 本支部推薦の協会本部役員等が任期途中で退任又は辞任したときは（廃業、死亡など協会所属の個人タクシー事業者でなくなったときを含む。）、第1項の規定に基づき代議員会の議決を得て、補欠役員等の推薦を行うことができる。

（役員職務）

第12条 支部長は、本支部を代表し会務を総理する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠けたときは、支部長が、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、支部長及び副支部長を補佐して、本支部の会務を掌理し、支部長及び副支部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織してこの規約の定めるところによりその職務を行う。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

（役員任期）

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

（役員解任等）

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、代議員会においてその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
 - (3) 役員が協会本部の役員を解任されたとき。
 - (4) 役員が協会会員の役員を解任されたとき。
- 2 役員が個人タクシー事業者でなくなったときは、その事由が発生した日をもって役員資格を喪失する。

（役員報酬）

第15条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を得て、支部長が別に定める。

（顧問及び相談役）

第16条 本支部に理事会の同意を得て、顧問及び相談役若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、支部長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

(支部の会議等)

第17条 本支部の会議は、代議員会、理事会、正副支部長会議及び委員会とする。

- 2 代議員会、理事会、正副支部長会議は、支部長が招集する。
- 3 代議員会の議長は、代議員会において出席代議員のうちから選出する。
- 4 理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(代議員及び代議員数)

第18条 代議員は、協会会員において、協会会員に所属する団体（以下「所属団体」という。）の個人タクシー事業者から選出する。

- 2 代議員数の基準は規約で定める。

(代議員会)

第19条 代議員会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。
- 3 通常代議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
- 4 臨時代議員会は、支部長が必要と認めたとき招集する。
- 5 支部長は、協会本部、又は代議員総数の5分の1以上、あるいは監事から会議の目的である事項を示して臨時代議員会の請求があったときは、その請求の日から20日以内に代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集)

第20条 代議員会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の10日前までに代議員並びに協会本部に、その旨、通知しなければならない。また、協会会員を通じて所属団体長に招集した旨を通知しなければならない。

(代議員会の議決事項)

第21条 代議員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(代議員会の定足数等)

第22条 代議員は、それぞれ1個の表決権を有する。

- 2 代議員会は、代議員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 代議員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席代議員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その代議員は出席したものとみなす。

(協会本部役員の出席)

第24条 協会本部の役員は、代議員会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第25条 代議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席代議員2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 代議員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、支部事務所に備え付けて置くとともに、協会本部に提出しなければならない。

(理事会)

第26条 理事会は理事をもって構成し、支部長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 支部の事業の執行に関する事項
- (2) 代議員会に提出する議案
- (3) 代議員会によって委任された事項
- (4) 代議員会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2 前項第4号の議決事項は、次の代議員会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第22条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

(正副支部長会議)

第29条 正副支部長会議は、支部長、副支部長、専務理事で構成し次のことを行う。

- (1) 本支部の事業目的を達成するための政策の審議
- (2) 代議員会、理事会の決議事項の執行

(専門委員会)

第30条 支部長は、本支部の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、協会本部に準じた専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、規程で定める。

(事務局)

第31条 本支部に、事務局を置く。

2 支部長は、実務責任者1名を常勤の役員又は事務局を管理する職員から選任して、協会本部に登録する。

3 事務局に関する必要な事項は、正副支部長会議の議決を得て支部長が別に定める。

4 実務責任者、職員並びに支部の現況は、定期的に協会本部に届け出る。また、届け出事項に変更等が生じたときは遅滞なく協会本部に届け出なければならない。

(事業年度)

第32条 本支部の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(資産の構成)

第33条 本支部の資産は、支部費及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第34条 本支部の資産は、支部長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、支部長が別に定める。

(経費の支弁等)

第35条 本支部の経費は資産をもって支弁する。毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(会計書類等)

第36条 支部長は毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常代議員会開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

(4) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して支部長に提出しなければならない。

3 支部長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、代議員会の承認を得た後、これを支部事務所に備え付けるとともに、協会本部に提出しなければならない。

(規約の変更)

第37条 この規約は、代議員会において出席代議員の3分の2以上の議決を得て、かつ、協会本部の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本支部は、代議員会において出席代議員の3分の2以上の議決を得て、かつ、協会本部の承認を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第39条 本支部の解散に伴う残余財産は、代議員会において出席代議員の3分の2以上の議決を得て協会本部の資産に繰り入れる。

(細則)

第40条 この規約に定めるもののほか、本支部の運営上、必要な細則は、正副支部長会議の議決を得て、支部長が別に定める。

附 則

1. 本支部設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和58年4月30日に終わるものとする。
2. 本支部設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
3. 本支部設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず設立後最初の総会までとする。
4. 本規約は昭和57年6月24日より発効する。
5. 本規約第5条を昭和58年6月10日より一部改正する。
6. 本規約第3条を昭和60年6月24日より一部改正する。
7. 本規約第5条を昭和61年6月23日より一部改正する。
8. 本規約第13条を昭和62年6月22日より一部改正する。
9. 本規約第16条を平成3年6月24日より一部改正する。
10. 本規約第16条を平成4年6月24日より一部改正する。
11. 本規約第4条を平成5年11月1日より一部改正する。
12. 本規約第1条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第21条、第22条、第24条、第28条を平成10年8月24日より一部改正する。
13. 本規約第13条、第14条を平成14年6月21日より一部改正する。
14. 次の規約の一部改正等については、協会本部の承認を得た日（平成14年12月10日）から施行する。ただし、代議員、代議員会に関する規定は、平成15年度から実施し、平成

14年度中は、なお従前の例による。

- 第1条、第2条、第4条、第5条、第8条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第42条を一部改正し、第6条、第7条、第41条、章題「第1章総則」、「第2章会員」、「第3章役員」、「第4章会議」、「第5章専門委員会」、「第6章事務局」、「第7章会計及び資産」、「第8章規約の変更及び解散」、「第9章雑則」を削除し、第6条、第8条、第11条、第18条、第24条を挿入する。
15. 本規約第19条第3項を平成19年6月21日より一部改正する。
16. 本規約第2条を平成21年7月9日より一部改定する。
- なお、所在地の変更登記をもって適用する。